

①町の現状と課題

- ・人口減少・高齢化と社会保障関係費の増加

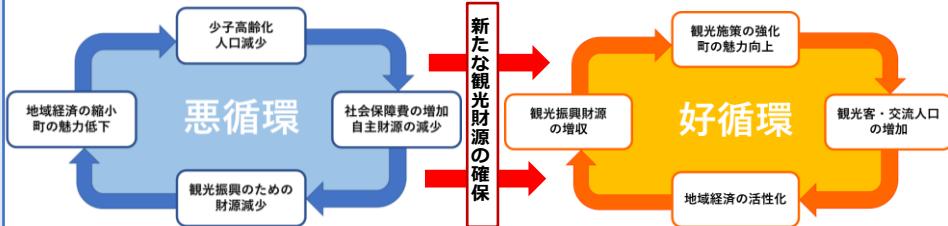
当町の総人口は長期的に減少傾向にあり、高齢化率は年々増加している。そのため町全体の地方税収は減収が見込まれる一方で、社会保障関係費は高止まりが予測される。

- ・コロナ禍から順調に回復するも、新たな観光課題が顕在化

宿泊者数はコロナ禍前の2019年に103万を記録。コロナ禍で落ち込みを見せたが、2024年には約120万にまで回復しており、特に外国人の回復が顕著である。しかしながら、来訪者の増加による交通渋滞の悪化や、住民生活への影響、来訪者ニーズの多様化など、新たな観光課題が発生している。

・今後町を取り巻く課題

長期的な社会保障関係費の増加により財源の減少が懸念される一方で、町の基幹産業である観光業を活性化し、町の魅力向上と交流人口の増加を図ることが、持続可能な観光まちづくりを可能にすると考えられる。そのため新たな観光振興財源として宿泊税の導入について検討を行った。



③制度概要（案）

先行導入自治体の事例を参考にしながら、当町の特性や現状を踏まえたうえで、当町における宿泊税制度（案）の概要について下記の通り整理した。

項目	要件
課税客体	町内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納稅義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに、前月の初日から末日分を申告納付
税額（税率）	宿泊者1人1泊あたり 定額200円
免税点	設けない
課税免除	修学旅行その他学校行事
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し
特別奨励金	2.5～3.0%（導入後5年間は特例措置+0.5%）

②宿泊税の使途

- ・観光地をマネジメントする上で4つの視点

持続可能な観光地マネジメントを行うためには、**来訪者、事業者、地域社会、環境・文化**という4つの視点をバランスよく掛け合わせた取り組みを、戦略的に実施することが求められる。

これら4つの視点を考慮し、当町において宿泊税導入後に想定される、主な新規・拡充事業は右表に示す通りである。

観光地マネジメントのための「VICEモデル」



出典：A Practical Guide to Tourism Destination Management (UNWTO, 2007)

来訪者	事業者	地域社会	環境文化	その他	想定される主な新規・拡充事業
○		○			新たな誘客イベントの開催、既存イベントの質向上
○	○				観光関連施設（観光インフラ）の整備
○		○			受入環境整備（観光HPの機能強化、観光パンフ（マップ）等）
○					観光案内デジタル化、観光Maas等
○	○				市場調査・分析
○					国内・国外へ向けた観光客誘致、プロモーション
○					観光防災対策
○					事業者の高付加価値化支援
○	○				観光公害（オーバーツーリズム）対策
○		○			二次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築
			○		観光資源に対する環境保全事業
			○		課税コスト（システム保守改修、広報経費、手数料）
			○		宿泊税周知事業、宿泊施設説明用多言語リーフレット、充当事業説明資料
			○		宿泊事業者支援（奨励金）
○	○	○	○		プラスαの町独自の事業（施策）の展開

④その他事項

- ・システム整備費補助金

宿泊税導入に係るシステム整備費等補助金として上限50万円（補助率1/2）を交付する。



- ・入湯税との棲み分け

今後、観光振興の財源としては宿泊税を充当し、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備等に入湯税を充当する。

- ・宿泊税の使途の明確化とガバナンス・実効性の確保

必要に応じて現・観光立町推進基本計画の見直しを行う。年度の繰り越しを可能とする基金化を想定して運用を行うとともに、より有効に活用し得る体制や仕組みについても引き続き検討を行う。

